

船舶事故調査報告書

平成30年11月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|---|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 平成30年6月29日 16時25分ごろ |
| 発生場所 | 三重県志摩市 ^{まとや} 矢港南西方沖 的矢港渡鹿野東防波堤灯台から真方位212° 250m付近 (概位 北緯34° 21.5′ 東経136° 52.5′) |
| 事故の概要 | 漁船第7政吉丸 ^{まさよし} は、北東進中、また、漁船奥志摩丸 ^{おくしま} は、漁船前田丸 ^{まえだ} を横抱きにして北西進中、第7政吉丸と前田丸とが衝突した。 |
| 事故調査の経過 | 平成30年7月9日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A 漁船 第7政吉丸、3.7トン ME3-60986（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 奥志摩丸、0.2トン ME3-55728（漁船登録番号）、個人所有 C 漁船 前田丸、1.3トン ME3-65806（漁船登録番号）、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A、一級小型 B 船長B、一級小型 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | A なし B なし C 左舷船首部外板に擦過傷 |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5m |
| 事故の経過 | A 船は、船長Aが1人で乗り組み、約14ノットの速力（対地速力、以下同じ。）での矢港南西方沖を北東進していた。 船長Aは、右舷船首方に前路を横切る状態で接近する他船を認め、同船の動向に意識を向けていたところ、衝撃を感じ、C船と衝突したことを知った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、修理が必要となったC船を造船所に運ぶ目的で、左舷側に無人のC船を横抱きにして約5km/hの速力で北西進中、船長Bが、左舷船首方100m以上離れたところにA船を初認したが、A船が接近してくることはないと思い、船尾部に腰を掛けて船外機を操作していたところ、左舷船首方至近にA船を認め、機関を後進としたものの、C船とA船とが衝突した。 |
| 分析 | A船は、北東進中、船長Aが、右舷船首方に前路を横切る状態で接近する他船の動向に意識を向け、周囲の見張りを適切に行っていなか |

| | |
|--------------|---|
| | <p>ったことから、B船及びC船に気付かずに航行を続け、C船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、左舷側に無人のC船を横抱きにして北西進中、船長Bが、左舷船首方に視認したA船が接近してくることはないと思い、A船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、A船が左舷方から衝突のおそれのある状態で接近していることに気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、A船が北東進中、B船が北西進中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、特定の目標のみに注意を向けることなく、周囲についても常時適切な見張りを行うこと。 ・航行中は、他船の動きを思い込みで判断せず、継続して他船の動向を把握するなど、常時適切な見張りを行うこと。 |